

地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について

令和 8 年 3 月 2 4 日
自立支援協議会資料

主な機能	国が示す機能	小金井市の拠点機能	小金井市の運用状況	課題	特記事項
相談	地域定着支援を活用しながら、コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター（1箇所） ●地域活動支援センター（1箇所） ●相談支援事業所（3箇所） ●障害者支援施設（1箇所） 	●相談支援事業所間や市との連携による相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ●他分野との連携強化 ●24時間の相談体制 ●緊急利用対象者で未把握となっている方への対応 	●令和8年3月現在登録事業所は6箇所
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所事業所（1箇所） ●緊急一時保護（1箇所） ●地域活動支援センター（1箇所） ●障害者支援施設（1箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉センターによる緊急一時保護事業の実施 ●地域移行支援事業所による24時間365日対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間365日受け入れできる体制の構築、受け入れ態勢の強化 ●他分野との連携強化 	●令和8年3月現在登録事業所は3箇所
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動支援センター（1箇所） ●基幹相談支援センター（1箇所） ●短期入所事業所（1箇所） ●通所事業所（3箇所） ●共同生活援助事業所（1箇所） ●障害者支援施設（1箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援事業所による体験利用 ●当事者の交流場所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●体験の機会・場のニーズ把握 ●障害特性やライフステージに応じた体験の機会・場の確保 ●通所施設、体験型グループホームの地域生活支援拠点への位置付け 	●令和8年3月現在登録事業所は8箇所
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	●基幹相談支援センター（1箇所）	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員・支援者向け研修の実施 <p>【知的障害者（児）移動支援従業者養成研修・同行援護従事者養成研修・行動援護従事者養成研修】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者を支援できる人材の育成や事業所の確保 ●福祉人材の養成と活用 	●令和8年3月現在登録事業所は1箇所
地域の体制づくり	コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター（1箇所） ●地域活動支援センター（1箇所） ●相談支援事業所（3箇所） ●障害者支援施設（1箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●【相談支援事業所連絡会】支援困難事例等についての課題検討及び情報共有 ●相談支援事業所連絡会を6回開催し、情報共有や事例勉強会等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点の各機能の連携強化 ●提供サービスごとの連携強化 ●コーディネーターの配置 	●令和8年3月現在登録事業所は6箇所